第9回教育委員会(定)

開会日時 令和2年 3月 30日(月) 午前 10時00分

閉会日時 午前 11時49分

開会場所 教育委員会室

出 席 者

教 育 長 中川修一 委 員 高 野 佐紀子 委 員 男 青 木 義 委 員 松 澤 智 昭 委 員 長 沼 豊

出席事務局職員

事務局次長 藤田 浩二郎 地域教育力担当部長 松 田 玲 子 教育総務課長 木 曽 博 学務課長 星 野 邦 彦 生涯学習課長 野 博 史 地域教育力推進課長 橋 達 昭 水 諸 門 指導室長 野 吉 保 教育支援センター所長 平 沢 安 正 _ 新しい学校づくり課長 恒 渡 辺 五 樹 学校配置調整担当課長 大 森 亨 二 施設整備担当副参事 千 葉 中央図書館長 大 橋 薫

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成 立いたしました。

> それでは、ただいまから、令和2年第9回の教育委員会(定例会)を開催いた します。

> 本日の会議に出席する職員は、藤田次長、松田地域教育力担当部長、木曽教育総務課長、星野学務課長、水野生涯学習課長、諸橋地域教育力推進課長、門野指導室長、平沢教育支援センター所長、渡辺新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、大橋中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、青木委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

○議事

日程第一 議案第19号 板橋区版放課後対策事業地区統括員設置等に関する規 則を廃止する規則

(地域教育力推進課)

- 教 育 長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第19号「板橋区版放課後対策 事業地区統括員設置等に関する規則を廃止する規則」について、地域教育力担当 部長と地域教育力推進課長から説明願います。
- 地域教育力担当部長 それでは、「議-1」の資料をご覧ください。

議案第19号。

板橋区版放課後対策事業地区統括員設置等に関する規則(平成21年板橋区教育委員会規則第5号)は、廃止する。

付則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由ですが、令和2年3月31日付で、東京都板橋区版放課後対策事業地 区統括員の制度が廃止されることに伴い、板橋区版放課後対策事業地区統括員設 置等に関する規則を廃止するものでございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第19号については、原案どおり 可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第二 議案第20号 東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を 改正する規則

(教育総務課)

日程第三 議案第21号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を 改正する規則

(教育総務課)

日程第四 議案第22号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条 例施行規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第五 議案第23号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正 する規則

(教育総務課)

日程第六 議案第24号 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる 場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

- 教 育 長 続いて、日程第二 議案第20号「東京都板橋区立学校の管理運営に関する 規則の一部を改正する規則」から、日程第六 議案第24号「幼稚園教育職員の 給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規 則」について、一括して次長と教育総務課長から説明願います。
- 次 長 それでは、議案第20号から24号まで、一括してご説明をしたいと思います。

まず、議案の提出日でございますが、令和2年3月30日、本日でございます。 提出者につきましては、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

まず、提出される議案でございますが、議案第20号「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、議案第21号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第22号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第23号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第24号「幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」、以上5件につきまして、議案を提出するものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明させていただきますので、よろ しくお願いいたします。 教育総務課長 それでは、最初に、東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則改正概要に ついて説明させていただきます。

資料の方は「議-2」の補足資料をお開きいただけますでしょうか。

まず、1、改正理由でございます。

令和元年12月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別 措置法の一部を改正する法律が公布されました。

令和2年1月、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき 措置に関する指針、以下「指針」と言いますけれど、が告示されてございます。

指針では、服務監督権者であります教育委員会がその所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めるとされております。

板橋区教育委員会においても、指針に基づき、学校の教育職員等の業務量の適切な管理その他教育職員等の健康及び福祉の確保を図るため、時間外在校等時間の上限等について教育委員会規則で定めるものでございます。

2の改正概要ですけれど、原則として1月45時間、1年360時間とします。 また、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合、1月100時間未満、 1年720時間を上限といたします。

また、当該月を含む6カ月間における1月当たりの平均上限時間は80時間、 1年のうち1月において時間外在校等時間が45時間を超える月数は6月を上限 とさせていただきます。

また、この上記に定めるもののほか、教育職員等の業務量の適切な管理その他 教育職員等の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については教育委員会 が別に定めることとなっております。

3、施行期日は令和2年4月1日でございます。

なお、こちらの公立学校の教職員の条例に関しては都条例になっております。 現在、東京都の方で第1回定例会が開かれておりますけれど、そこで条例が可決 される予定でございます。

続きまして、日程第三から第六までをまとめてご説明させていただきます。

資料の方は一旦閉じていただきまして、こちらの「議-3~6」の補足説明資料をお開きいただけますでしょうか。

まず、1ですけれど、改正する規則は、記載の4つの規則でございます。

2、改正理由でございます。

まず、(1)につきましては、労働基準法の一部改正に伴って、所要の規定整備を行うものでございます。

こちらの4/5ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらの資料の下段、「参考」とあります。

こちらの表のところです。

まず、民法の一部改正がありまして、使用人の給料に係る債権の消滅時効期間が、現行法では1年のところが、原則5年となります。

未払い残業代などをさかのぼって会社に請求できる期間、賃金請求権の消滅時 効といいますけれど、こちらが延長されるものです。

この民法改正に伴い、同じ表の下段にあるように、労働基準法についても、賃金請求権の消滅時効期間が、現行法では2年のところが5年となり、賃金台帳等の書類保存義務も、現行法では3年のところが5年となります。ただし、企業等への配慮から、当分の間はいずれも3年とする経過措置が設けられております。

資料の1/5に戻っていただけますでしょうか。

続いて、(2)についてです。

臨時的任用職員が引き続き臨時的に任用された場合または期間が更新された場合に、年次有給休暇を引き継ぐため、所要の規定整備を行います。

また、先に改正された幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例により、教育委員会規則で定めることとされた時間外在校等時間の上限を定めるなど、職員の業務量の適正な管理等にかかる規定整備を行います。

続いて、(3)については、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、所要の規定整備を行います。

(4) につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、出勤することが著しく困難であると認められる場合の取扱いに関して、所要の規定の整備を行うものでございます。

続いて、3の改正概要及び施行期日です。

まず、(1)の改正概要は、賃金台帳に相当する職員別給与簿の保存年限を、現行3年のところを5年とするものでございます。また、当分の間、保存年限を現行と同じ3年間とする経過措置を設けるものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

2ページに移ります。

(2)の改正概要は、第1条において、時間外在校等時間の上限を記載のとおり定めるとともに、職員の業務量の適正な管理その他職員の健康及び福祉の保持、確保を図るために必要な事項について、教育委員会が別に定める規定を設けるものでございます。

また、2条においては、臨時的任用職員が引き続き臨時的に任用され、また、 更新されたときの任期が1年以下である場合と1年を超える場合の年次有給休暇 の付与時点及び付与日数について規定するとともに、臨時的任用職員の年次有給 休暇の繰り越しについて規定をするものでございます。

5/5ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらに年次有給休暇の付与方法についてのイメージがありますので、こちらは後ほどご確認いただければと思います。

なお、区立幼稚園では、教員の産休・育休代替職員として臨時的任用職員を配置する場合がございます。

資料は2ページに戻っていただきますが、施行期日は、第1条については令和 2年4月1日から、第2条に関しては公布の日からとします。

続いて、(3)については、幼稚園教育職員の正規職員が退職後も引き続いて

会計年度任用職員になった場合に、正規職員としての期末手当の支給対象から除 外する旨を規定するものでございます。

また、職員の期末手当は欠勤日数等に応じた支給割合となっております。

妊産婦である職員が休養を要する場合の職務に専念する義務の免除、いわゆる 妊産婦休養職免といいますけれど、この妊産婦休養職免で無給となる場合につい ても欠勤日数としない取扱いとなっていますが、今の規定上では欠勤日数の対象 となる無給の職免から除かれているため、規定整備を行うものでございます。

なお、妊産婦休養職免とは、医師等の指示があった場合に、妊娠中の教職員の申し出により、適宜、休養や補食ができるよう、勤務時間の一部を免除する制度で、勤務を免除された期間中は給与の減額を免除することになっております。

ただし、年次有給休暇等により勤務しないことを承認している時間との合計が 1日4時間を超える場合はその超える時間は無給となる取扱いとなってございま す。

今回の規定整備はこのように無給職免となった場合も、規定上、期末手当における欠勤の取扱いをしないこととしました。

施行期日は、1つ目の丸が令和2年4月1日から、2つ目の丸が公布の日から とさせていただきます。

続きまして、次のページに移ります。

(4) につきましては、恐れ入りますけれど、一旦、閉じていただきまして、 「議-6」の資料の新旧対照表を先に見ていただきます。

「議-6」の2/2ページをお開きください。

当該規則の別表において、給与の減額の免除ができる原因に関して、改正後では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限、もしくは遮断、もしくは感染を予防するための協力または検疫法による停留と定めることとしてございます。

こちら、一旦、また閉じていただきまして、最初の資料に戻っていただけますでしょうか。補足資料に戻っていただきまして、こちらの3/5ページにまた戻っていただきます。

(4)の改正概要ですが、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、幼稚園の臨時休業等の事情により、子の世話を行う職員が当該世話を行うために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、給与減額を免除することを定めたものでございます。

施行期日は公布の日ですが、令和2年3月2日にさかのぼって適用いたします。 雑駁ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

私の方から、2/5の(3)のところで、先ほど幼稚園教育職員の期末手当に 関する施行期日が、上の丸は令和2年4月1日で、丸は公布の日とおっしゃって いたのですけど、これは抜け落ちているということでいいですか。 教育総務課長 そうです。制度として既に対応すべきものということです。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二 議案第20号から日程第六 議案第2 4号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第七 議案第25号 学校職員服務規程の一部を改正する訓令

(指導室)

日程第八 議案第26号 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令 (指道室)

日程第九 議案第27号 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取 扱規程の一部を改正する訓令

(指導室)

- 教 育 長 続きまして、日程第七 議案第25号「学校職員服務規程の一部を改正する 訓令」から日程第九 議案第27号「学校職員の職務に専念する義務の免除に関 する事務取扱規程の一部を改正する訓令」について、一括して次長と指導室長か ら説明願います。
- 次 長 それでは、議案第25号から27号までにつきまして、一括してご説明をさせていただきたいと思います。

議案の提出日でございますが、令和2年3月30日でございます。

議案の提出者につきましては、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

提出される議案でございますが、議案第25号「学校職員服務規程の一部を改正する訓令」、議案第26号「学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」、議案第27号「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令」、以上、3件につきまして、議案を提出するものでございます。

議案の詳細につきましては、指導室長からご説明させていただきますので、よ ろしくお願いいたします。

指導室長 それでは、議案第25号をお開きください。

令和2年4月1日より、現在の非常勤職員制度が会計年度任用職員制度へ移行するのに伴いまして、対象となる現在の地方公務員法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員というものを、地方公務員法第22条の2、第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員のうち都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の適用を受ける職員に改めるものでございます。

施行期日は令和2年4月1日からになっております。

日程第七 議案第25号が学校職員服務規程の一部を改正する訓令、日程第八 議案第26号は、同じく、出勤簿整理規程の一部を改正する訓令、日程第九 議 案第27号は、同じく、職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部 を改正する訓令になっております。名称のみの変更になっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

それでは、お諮りします。日程第七 議案第25号から日程第九 議案第27 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 文教児童委員会運営次第(令和2年2月19日)

(資料・次長)

2. 子ども家庭支援調査特別委員会運営次第(令和2年2月26日)

(資料・次長)

3. 令和2年第1回定例会総括質問通告(令和元(平成31)年度補正予算分) 一覧表(教育委員会関係)

(資料・次長)

4. 令和2年第1回定例会代表質問通告一覧表(教育委員会関係)

(資料・次長)

- 教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「文教児童委員会運営次第(令和 2年2月19日)」から報告4「令和2年第1回定例会代表質問通告一覧表(教 育委員会関係)」について、一括して次長から報告願います。
- 次 長 それでは、報告1から報告4まで一括してご報告させていただきますが、報告1から報告4につきましては内容が重複してございますので、また、時間の関係もございますので、内容が収れんされてございます。報告4の「令和2年第1回定例会代表質問通告一覧表」により報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、報告1から3につきましては改めてご確認をいただければと思いますの

で、あわせてよろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速でございます。資料「次-4」をご覧いただきたいと思います。 代表質問通告一覧表でございます。

まず、通告一覧表の2ページをご覧いただきたいと思います。

自民党の安井一郎議員の質問でございますが、6の教育委員会についての、 ちょうど中ほどになりますが、③の部活動についてという質問でございます。

答弁要旨でございますが、教育委員会では、平成30年4月に「板橋区立中学校における部活動の指導補助員の取扱い要綱」を改正し、大会の運営協力など部活動指導補助員の業務を拡大し、教員の負担軽減に努めている。

今後は、部活動の充実やさらなる教員の負担軽減を図るため、大会への引率や、 単独でも顧問とすることができる、部活動指導員制度の導入について検討してい くとしてございます。

それから、次に、(2)の小中一貫学びのエリアについてのご質問でございます。これについての答弁要旨でございますが、めざす子ども像は、「板橋区教育ビジョン2025」の「めざす人間像」をもとに、子どの実態を踏まえ、各学校の教育目標を鑑みながら、学びのエリアの小・中校の教職員が中学校卒業時の子どもの姿を共有し、設定している。

また、学びのエリアでは、めざす子ども像を具現化するための基本方針を設定 し、「教育課程・指導体制の工夫・改善」「児童・生徒の交流」「保護者や地域 との連携」等、小中一貫教育の6つのポイントを踏まえた教育活動を工夫・改善 しながら、めざす子ども像の実現に向けて取り組んでいくとしてございます。

それから、3ページに飛んでいただいて、(4)のGIGAスクール構想についてでございます。

①のICT機器の整備について質問でございます。

スクール構想では、子どもたち1人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる環境を実現するとしています。

タブレット1人1台により、調べ学習、授業や学習の振り返り、成果の保存、 習熟度や理解度に応じた支援へ活用が図られ、情報リテラシー向上も推進できる。

児童・生徒及び教員の能力を最大限に引き出すためのツールの1つとして、I CT機器の整備は重要と考えるとしているものです。

次に、5ページに飛んでいただきたいと思います。5ページでございます。5ページのイでございます。

屋内運動場への冷暖房機器の設置についてでございます。

答弁要旨でございますが、屋内運動場への冷暖房機の設置につきましては、都の補助金制度の期間でもある令和2年度からの2年間で改築など、工事での設置校を除く未設置の64校に設置していくとしてございます。

発注方法につきましては、短期間で多くの学校に設置するため、設計と施工を 一体的かつ短期に行える、リースの一般競争入札を予定しており、区内事業者に 限定して発注することは、これは困難であるとしてございます。

設置順につきましては、魅力ある学校づくりプランの対象校や受変電設備の改

修が必要な学校を除き、土砂災害警戒区域の近隣小学校及び中学校を優先して設置していくとしてございます。

次に、同じく、5ページの公明党のかいべともこ議員の質問でございます。

同じく、2の教育についての(1)「GIGAスクール構想」の実現についての①でございます。

区の整備状況についてでございますが、答弁要旨でございます。

学習用タブレットの配備数は、基本的に小学校及び中学校へ各校 40 台、天津 わかしお学校については 25 台としている。したがって令和元年 5 月 1 日時点の児童・生徒数で割り返すと、1 台当たり、小学校では 11 . 2 人、天津わかしお学校では 1 . 2 人、中学校では 10 . 0 人ということになるという答弁でございます。

それから整備計画についてでございますが、これについては、GIGAスクールの国の整備方針に基づくと、まず校内について、ネットワークの増強と無線環境の整備が必要であることから、令和2年度については、各学校へ必要なネットワークケーブルの敷設や無線アクセスポイント類の設置をすることになる

次に、令和3年度ついては、教育ネットワークの再構築とインターネットへの 接続環境の再構築を行うことになる。

タブレットの整備ついては、既存の賃貸借契約終了時期に合わせ、中学校では 令和4年度、小学校では令和5年度に順次行うと、1人1台が実現される想定で あるという答弁をしてございます。

それから、同じく、6ページの④でございますが、学校のICT化と教員の働き方改革についてでございます。

答弁要旨でございます。

教員一人一人が、ICT機器を効果的に活用することで、学校教育がよりシステム化・データ化されれば、日常の業務がスリム化され、授業の質の向上につながると考える。

また、学校のICT化の推進により、校務支援システムによる会議等のペーパーレス化や、デジタル教科書により教材準備等の効率化が図られることとなる。そして、ICT機器の利活用を促す研修の充実を図るとともに、ICT支援員による訪問研修を行うなど、ICT機器をさらに効果的に活用することによって、教員の働き方改革が推進されると考えるとしてございます。

それから、同じ6ページの⑥でございます。

特別支援教育におけるICT活用についてでございます。

答弁要旨でございますが、ICT機器は、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、その障がいの状態や発達の段階等に応じて利用することより、学習上または生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができるとしてございます。

そして、現在、区ではICT機器を活用し、分かりやすく教材を提供することや、タブレットPC上で自由に意見を発表し、全体で共有するなど、個に応じた指導の充実を図っているところであるとしてございます。

また、7ページに飛んでいただいて、7ページの冒頭でございます。「また」の部分でございます。教科書を読むことに困難さを抱えている子どもたちへの対応として、ルビの表示や音声再生等の機能がある、教科書デジタルデータを導入し、読むことの負担を軽減して内容の理解に集中できる環境も整備しているとしてございます。

続きまして、⑦のGIGAスクール構想への思いでございます。

答弁要旨でございますが、この構想がめざす「令和時代のスタンダードな学校像」として、ICT環境整備が必要であることや「多様な子どもたちをだれ一人取り残すことなく個別最適化された学びを実現する」ことの重要性について理解している。

ICT環境の整備により、児童・生徒一人ひとりの確かな学力の定着が図られるだけでなく、教員の働き方改革に資する効果も期待できるものと考えている。

構想の実現に向けて、教育委員会内で、詳細についての検討を進めつつ、区長 部局とも情報共有を図りながら、取組を進めていきたいとしてございます。

それから、同じ7ページの②の一番下でございます。

英語村についてでございます。この事業については、非常に人気のある事業ということで、アンケート調査においてもかなりの高評価を受けているところでございます。

4行目から、答弁要旨でございます。

従来の習熟度別のプログラムや海外の疑似体験などに、区内大学留学生との交流といった新たな価値を付加していったことが参加者の高評価につながっているものと認識している。

一方、全てのコースにおいて定員を大きく上回る参加申し込みがあるため、一回当たりの参加者数を増やすなど、可能な限り多くの子どもたちが参加できるよう事業改善を重ねていくとしてございます。

次に、9ページをご覧いただきたいと思います。

9ページの(6)の不登校についてでございます。

9ページの(6)でございます。不登校についての答弁要旨でございます。

教育委員会では、不登校児童・生徒への支援のあり方について研究・実践する ことを目的に、不登校改善重点校として、中学校5校を指定している。

不登校改善重点校の取組から、保健室とは別に、校内に不登校生徒の居場所を 設けることが効果的であることが分かってきた。教室の確保や、人的配置などの 課題はあるが、各中学校に不登校生徒が登校したときに安心て過ごせる居場所を 設置できるよう検討していくとしてございます。

それから、同じページでございます。

次に、共産党の竹内愛議員からの質問でございます。

3の新型コロナウイルス対策に関しまして、(2)の②の給食食材事業者への補償についてという質問でございます。

答弁要旨でございますが、学校給食につきましては、3月2日まで実施しそれ 以降の食材の発注は、キャンセルしたところである。 事業者に損害が生じないよう、キャンセルができない食材については買い取り をしており、現時点では補償の必要は生じていないと考えているとしてございま す。

次に、10ページをご覧いただきたいと思います。

4の教育についての(1)の小中一貫教育についての①でございます。

小中一貫教育の有効性についてでございます。

答弁要旨でございますが、発達の早期化についての話がございまして、これについては様々な研究があるということを認識しているという答弁をしてございます。

次からでございます。平成26年12月の中央教育審議会答申では、児童生徒の生理的成熟の早期化や経験的な理解で対応できる学習内容から理論的・抽象的な理解が必要な学習内容への橋渡しが必ずしも円滑に行われていない、との指摘がある。

教育委員会では、小学校から中学校への進学に際し、生徒が体験する段差に配慮し、その間の接続をより円滑なものにするために、小・中学校間での柔軟な教育課程の編成や習指指導の工夫を行う観点から、小中一貫教育に取り組むこととしたとしてございます。

それから、同じページの10ページの(2)の教職員の働き方についての①在 校時間の適正な把握についてでございます。

答弁要旨でございます。

在校管理システムの運用にあたっては、運用指針を策定し、在校時間を客観的 に把握するよう努めている。

国の指針では、在校している時間を基本とし、校外で職務として行う研修や児童・生徒の引率等に従事している時間を加えた時間を在校等時間としている。

教育委員会においても、在校等時間の適正な把握を行うための、具体的な手法 について、校長会とともに検討を重ねているところであるとしてございます。

資料の報告1から4まで重複してございますので、今日的課題を一応ピック アップしてご説明させていただきました。

雑駁な説明になりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いしたい と思います。

教育長質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 私は、今の次長の説明の中にはなかったのですが、この資料の中の子ども家庭支援調査特別委員会運営次第の中で、不登校に関してかなりご質問がたくさん出ていまして、その中で、家庭教育支援チームについて質問がありました。

色々な複数の方からご質問があったのですが、議員さんの印象としてはこの家 庭教育支援チームというのが不登校の対策の大きな柱の1つになっているように 受けとめていらっしゃるような印象を受けたのですが、実際に家庭教育支援チー ムについては、今年度どういう活動がされたのか、それと、また来年度以降どう いう方向で行くのかということが、私たちには分からない。

結局、何回も家庭教育支援チームの活動については質問をしたのですが、それについての報告というか、実態について、こういうことをやっているとか、こういう状態であるということが今年聞けなかったなという中で、実際にもう少しその家庭教育支援チームについて実態を知りたいと思いました。

限界がすごくあると思うので、そこも分かった上で、今後、どういうふうに、 来年度以降なっていくのかなというところを教えていただきたいなと思いました。

地域教育力推進課長

詳細な年度末報告ということをしていませんで、申し訳ございません。

現時点では、5地区の立ち上げということで、実際にやっていることなのですが、このチーム、おっしゃるように、不登校の決定的な切り札で、このチームが稼働すると区内のあらゆる不登校の子どもが解消するわけではありません。

そういう中において、家庭を孤立させない、子どもを孤立させない、そこに しっかりと寄り添っていくということ、この第一歩を重要視して、各家庭をアウ トリーチで回っていくということをしたいと思っているチームです。

そういう中において、チームを立ち上げるときに鍵になるのが、どうやってそ ういう情報を得て、その家庭に実際にアプローチしていくのかということになり ます。

そうすると、家庭教育支援チームというのは主任児童委員が1つ鍵になって、また、学校の協力、要請を受けて活動が始まりますので、地区ごとにその関係性であるとか、情報の出方というのが違いますので、今、職員が学校ごとに回って、その地区の状況を把握した上で、ここは主任児童員と校長とか副校長が非常に密接につながっているというところであれば、引き続き、その流れを切らないようにお願いしていますし、あまり主任児童員が学校に出入りしていないような学校については、まずそのような仕組みを校長なり、副校長なりに話をして、こういう形でつなげられるんだがというところで、顔合わせみたいなことから始まって活動できる、そのようなことをオーダーメードで各学校を回って今やっているところです。

そういう中においては、もう既に、事実上、家庭教育支援チームが機能しているようなところもあれば、全く民生・児童委員、主任児童員と関係が薄くて、ほぼ初めて聞くような学校もありました。

そういう学校においては、例えば副校長が、事実上、この家庭教育支援チームと同じことをして回っていたような状況がありますので、それを1人でやっていたことが、このチームが稼働するのは大変ありがたいというところで、積極的に新たに協力をしていただけるような話がついたところもありますし、今、そういう形で1つずつ案件が動くということを重視して活動しています。

その結果として、動き出せば自然の流れの中で機能していくのではないかというところで、今は少し本来よりは手厚くと言いますか、突っ込んだ形で現場に入って関係性を築くという作業をしている中で、今年度の5地区での活動が始まりつつあります。

以後、例えば4月末ごろに、その地区の民生・児童委員、会長を含む人たちと学校の先生方、一般の先生も含む中で、顔合わせ会を毎年やろうですとか、コロナで中止になってしまったのですが、主任児童員、民生・児童委員の方が各ご家庭にアプローチするための心構え的なセミナーを3日間企画していて、それを、ひととおり、主任児童員、民生・児童委員の方が受講してもらう中で、仮に案件が増えて主任児童員の手をあふれた場合でも、その他の民生・児童委員が家庭教育支援チームの柱として機能してもらえるような、そのような体制を組んでおりました。

新年度もこの形で一つ一つ各学校、地区を潰してく中で、立ち上げスタートを うまく、また主任児童員のフォローをしていく、このようなことを考えて行動し ているところでございます。

高野委員 ありがとうございます。今お話の新たな5地区というのをここに書いてあったのですが、その前に、一番最初にこれを立ち上げたときにやった常盤台小学校と、それから志村四中が最初にやり始めて、その活動の様子とか、そういうものも全く伝わってこなかった、プライバシーとか色々なこともあるとは思うのですが、そういうことが全く伝わってこないで、今度、地区ごとになっていると、地区に主任児童員さんが大体2人ぐらいで、担当する学校が4校とか、5校とかという形になっていく中で、できる学校からピンポイントに進めていく方向とか、そういうのはどうだったのかなとかという思いが今はあるのですね。

ただ、そういうことも報告、実際に既に行っている学校での様子を検証して、 進め方についても地区ごとに進めていくことが本当に可能なのか、問題が出てい る学校にピンポイントにつくっていくことがいいのかなとかと、そういうところ も、今後、報告と、それから検証という形を、来年度に入ったら、ぜひお願いし たいなと思いました。

地域教育力推進課長 新年度に入って、この今年度の活動状況というのは早々に取りまとめて、課題も含めてお話をする機会を設けたいと思います。

教育長 よろしくお願いします。そのほか、いかがでしょうか。

長 沼 委 員 議員さんから部活動についての質問がありまして、答弁なさったということで、そのことについてですが、先ほど議案の中でも承認されたように、今後、働き方に関する条例化が進んで、いわゆる時間外の部分は月45時間に抑えるということになった場合に、部活動のあり方もこれまでのトーンではなかなか立ち行かなくなると思います。

そのことについては既に身近な教育委員会で私からお話ししたように、部活動だけでも多分45時間今いってしまっているし、それ以外の様々な業務だけでも45時間を突破している先生もいらっしゃるので、果たしてどうするのかと考え

たときには、ここにあるように部活動指導員制度の導入について検討していくというようなレベルではもうなくて、導入するならもう予算をとっていただいて、 どんどんそういう方に入っていただく必要がある。それから誰でもいいわけでは ないので、慎重にやらなければいけない部分もあります。

それから、部活動指導員だけで解決することでもないので、何しろ中学に関しては部活をどうにかしないと絶対に月45時間でおさまりませんので、どういうふうにしていくのか、一方で大変教育的意味がある活動ですので、頑張っていらっしゃる先生がたくさんいらっしゃるので、本当に教育委員会全体としても本当に考えなければいけないことだと思っております。条例化されたらもうそれをやらなければいけませんので、何か、現時点でございましたら教えていただきたいと思います。

指 導 室 長 ご心配をかけて申し訳ないです。部活動指導員の方につきましては、今、練 馬区さんが、今年度から3名、試行実施を始めました。

今、長沼委員がお話しされましたとおり、人員をどう確保していくかということと、当然、質の担保というところがあります。

それと、長期にわたってその学校を支援していくというような仕組みづくりを しっかりやっていく必要があるかなというのは認識しています。

一方で、先行実施している自治体の方で、正直、それほど人が集まらないというような人材的な、人材難という大きな課題があるということも認識しています。 その辺のところは踏まえながら、先行実施している練馬区さんを追いかけつつ、 板橋区なりの形のものを探っていきたいなというのが検討と言わせていただいて いる根拠でございます。

もう1つ、中学校の校長会の方と相談しているのは、これは東京都だからだと 思うのですけど、近隣の中学校が近いのですね。ですから、全ての学校がそれぞ れの学校に部活を単体で持つ必要があるのか。要は複数の学校が集まって部活動 を持つという仕組みも可能性としてはなくはないかなというふうに思っています。

例えばこの第一中学校は野球部を持っている、第二中学校はサッカー部を持っている、第三中学校はテニス部を持っている、そこの場所に行って集まるというような形をとっていけば、場所の問題、指導者の問題、その辺は少しクリアされていくかなとも思っています。

様々な色々なよい取組があると思っていますので、校長会の方と議論しながら、 板橋区の形に合ったものを探っていきたいなというふうには考えているところで ございます。

長 沼 委 員 今、室長がおっしゃったのは、多分、拠点校方式といいまして、部の種類に よって、この学校は何部というふうにしてやるという方法もあります。

それから、複数の学校がいわゆる共同でやる合同部活というのでしょうか、そういうやり方もありますし、それから地域部活といいまして、文科系などでは試行的に進んでいる、掛川市なんかの例もございますが、そういうやり方をとると

か、そうすると教員の異動があっても全然大丈夫ということもありますので、幾つかやり方があると思いますので、そのあたり一律じゃなくてもいいので、板橋の中でできるところから新しいやり方を進めていくというのはどんどん進めていただければと思います。よろしくお願いします。

教 育 長 今のお話の中で、言葉として「部活動指導補助員」というものと「部活動指 導員」、この辺の言葉の定義を教えてください。

指 導 室 長 「部活動指導員」の方は国の仕組みでやっているものです。ですから、国、 あるいは東京都が補助金を出して雇うものです。

> 業務内容も、部活の技術的指導はもとより、土日の大会運営等につきまして、 あるいは指導計画等につきましても単独ですることが可能なものです。

もう一方の「部活動指導補助員」の方は、これは区独自の制度でございます。 私どもの方で、学校の方から推薦があった方を委嘱するというような形で部活動のお手伝いをいただいている。ただ、当然、活動内容には制限がございまして、あくまでも顧問の指導のもとに、技術的な指導をしていくというようなところ、あるいはあくまでも顧問の指導のもとに連絡調整をしていくというようなところで、かなり制限は設けさせていただいているところがあります。

この辺はお金の問題もありますし、保険の問題もありますし、交通費の問題もありますので、今、板橋区の形の中でやらせていただいているようなものです。

なお、今年度、各学校500回程度の部活動補助員が学校に行って部活動できるというような仕組みだったのですが、非常に活用頻度が高いということで、この令和2年4月1日からは、各中学校で年間600回お手伝いができるような仕組みに拡充したところではございます。

教 育 長 では、部活動関係について私の方から1点。

要は、基本的には、部活動の活動時間の確保とともに、活動の質というところにポイントを置いて、時間を、部活動指針に出ているように、平日は4日でしたか、それから土日はどちらか、と同時に、部活動の時間数というものもよく吟味をして、これまで当たり前に行われてきた時間数ということを「ボリューム」から「クオリティー」に移行していくという発想もあっていいのかなということを考えています。これからご検討いただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 令和2年度 教育委員会事務局職員異動(係長級以上)について

(総-1・教育総務課)

6. 令和2年度 区立学校管理職等異動について

(指-1・指導室)

教 育 長 それでは、報告 5 「令和 2 年度 教育委員会事務局職員異動(係長級以上) について」及び報告 6 「令和 2 年度 区立学校管理職等異動について」は、人事 案件のため非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理する ことにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように処理いたします。

○報告事項

7. 令和 2 年度 郷土資料館 展示・教育普及事業計画 (案) について (生-1・生涯学習課)

教 育 長 続いて、報告7「令和2年度 郷土資料館 展示・教育普及事業計画(案) について」生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、「令和2年度 郷土資料館 展示・教育普及事業計画(案)」に ついてご説明させていただきます。

資料は「生-1」をご覧ください。

令和2年度の特徴につきましては、2番から説明させていただきます。

(1) でございます。

資料館の展示リニューアルが完了いたしましたので、学校から要望がございま した通史の常時観覧が可能となってございます。

整備する際の基本方針の1つであります見やすさと分かりやすさにつきましては、今後も追及していきたいと考えております。

(2) の時節にあった展示会としまして、年3回の展示会の中で日本文化を意識した展示会を実施いたします。

残念ながら、オリンピック・パラリンピックは延期となってしまいましたが、 この時期に合わせて、お隣の区立美術館で「江戸の粋」という展示を行う予定で ございます。

連動企画として、資料館では甲冑と刀に関する展示を、伝統工芸という切り口で開催していきたいと思っております。

日ごろ教育資料館に来たことがない新しい客層を開拓できる企画と思っておりますので、ご期待いただければと思います。

そのほか、特徴的な事業としましては、次のページの(8)にスタンプラリーがございます。

スタンプラリーにつきましては、今年度、実施しておりまして、令和2年度も 実施していきたいと思います。

郷土資料館、美術館、旧粕谷家住宅など5カ所をめぐるスタンプラリーですが、

今年度の実績で約820名の方がスタンプシートをコンプリートしておりますので、シェアサイクル事業とあわせて、赤塚地域に潜在している魅力をPRして、 人の流れ、回遊性をつくり出してきたいと考えております。

その他の展示事業、行事や講座につきましては3/3ページに一覧表がございます。各種講座のナンバー「4-1」のところに兜づくり教室がございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルスの関係で中止決定しておりますが、おおむねこの一覧表のとおり、事業展開していく予定となってございます。

説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. 令和2年度「板橋区青少年表彰」表彰候補者の推薦について

(地-1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告8「令和2年度「板橋区青少年表彰」表彰候補者の推薦について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 「地-1」をご覧ください。

令和2年度「板橋区青少年表彰」表彰候補者の推薦についての説明です。

昨年度も実施しております。今年度も実施したいということでのご案内です。

まず、趣旨としましては、他の模範となる善い行いをした青少年を表彰することにより、青少年の親切な行いや奉仕活動に対する機運を醸成し、青少年の健全な育成に資することを目的として実施するものでございます。

対象につきましても、これまで同様、善い行いをした25歳未満の青少年ということで、(1)が板橋区内で善行を行った青少年、(2)が板橋区外で善行を行った板橋区在住の青少年、(3)が善行を行った団体、(4)その他、主催者が表彰することが適当と認めた青少年ということになります。

推薦の要領としましては、まず、対象行為と期間なのですが、2つありまして、1つ目が継続的行為ということで、おおむね3年以上継続中の善行が、まず1つ目になります。

2つ目が一時的行為ということで、昨年、令和元年11月1日から令和2年9月30日までの期間に行った善行で、表彰することが適当である顕著な善行ということになります。

続きまして、推薦基準ですが、青少年が行う活動で、奉仕活動など地域社会に 貢献する活動であり、その活動が当該地域において高く評価され、他の模範とし てあらわすべきものであることということで、善行行為の種別につきましては2 ページ目の方に記載をしてございます。 (4) で推薦募集期間なのですが、今年度も2期に分けたいと思います。

まず、第一期としまして、令和2年4月1日から6月30日まで、この期間に 推薦募集したいと思います。

第二期としましては、令和2年7月1日から、同じく9月30日まで、こちらを第二期として推薦募集を行いたいというふうに考えております。

審査におきましては、(1)表彰の公正を期するため、表彰審査会を置くということ、(2)表彰審査会で推薦内容を審査し、被表彰者を決定するということ、(3)で審査は次の3つの項目を中心に総合的に行うということで、1つ目が継続性、2つ目が努力性、3つ目が地域貢献性ということで行います。

発表につきましては、令和 2 年 1 1 月ごろを予定しております。 また、表彰式につきましては、1 2 月ごろを予定しております。 説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 今年度はたくさんの方が表彰されて、この推薦制度が広がっていったのを感じて、よかったと思います。

その中で、1つ質問なのですが、継続ではなくて、緊急の場合を対象に表彰された方が、表彰式に行った地域の町会長さんたちとか、青健の会長さんから、自分の地域の方だったが、全然知らなかったと、区で表彰するだけでなくて、地域の中にそういうすばらしい人がいれば、地域でもぜひそういうものを共有して、何か、表彰ではないが、感謝を伝えたいというようなお話を伺ったのですね。

これは、推薦があって、表彰が決まった後に、その方の、地域推薦ではない方のお住まいの地域センター等に、今回こういう表彰の対象になりましたとお伝えするような情報の共有というのは可能でしょうか。

自分の町内に素晴らしい若い方がいるということを喜んでいらっしゃって、ぜ ひお礼の気持ちを町会とかと地域からもお伝えしたいというような声を伺いまし た。

地域教育力推進課長 可能だと思います。もちろん名前と住所を張り出すということは難しいと思いますが、大抵の行為は地域で行われていて把握していると思っていたのですが、 その辺、もし推薦者が異なることで漏れがあると、せっかくの行為が伝わらなく て残念ですから、そのあたりはやり方等を工夫して、漏れのないように、地域で 皆さんが知り得るような形を考えたいと思います。

高野委員 よろしくお願いします。

教 育 長 また、その際は十分、ご本人の了解を得るなど、個人情報に十分注意すると いうことが前提になると思いますので、よろしくお願いします。 そのほか、いかがでしょうか。 長 沼 委 員 これは身近な教育委員会でも申し上げたことなのですが、中学生ですね、表 彰される価値があるものとして、学習の成果と部活と2本しかない。

3本目の柱として、こういう社会的な活動やボランティアなど、もっともっと表彰してあげてほしいなと思いますので、ぜひ中学校の校長先生には、中学生が取り組んだもので、いいなと思うものをどんどん挙げていただきたいと思います。ひょっとすると、いや、そのようなのはもう普通だからとおっしゃっていて、なかなかこういう表彰には値しないと思っているかもしれないのですが、そうではなくて、中学生が頑張ったことはどんどんこうやって公的なところで評価をしてあげることが、次にまた何か活動するという意欲に結びつきますので、ぜひそのあたりも校長会などと連動しながら、より応募が増えるようにしていただきたいなと思いました。

教 育 長 じゃあ、その辺はよろしくお願いします。 そのほか、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

9. 板橋区コミュニティ・スクール (i C S) に係るアンケート調査の結果について

(地-2・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告9「板橋区コミュニティ・スクール (i C S) に係るアンケート調査の結果について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 「地-2」をご覧ください。

i C S につきまして、アンケート調査を行いました。その結果がまとまりましたので、こちらに報告をいたします。

まず、別紙の1と別紙の2に分かれておりまして、別紙の1の方は学校に回答していただいておりまして、柱としては2つ。

1つ目が推進委員会についてというものと、学校支援地域本部についてという 2本立てでアンケートを実施しております。

細かくは、こちらのアンケートをご覧になっていただきたいのですが、主なところをご紹介いたしますと、例えばQ2のところ、会議の開催数ですね、年5回を妥当だと思うかということにつきまして、88%の方が妥当ということで、5回以上実施するということを望む意見もありますし、4回ぐらいでというところもありますが、おおむね今の開催数というものが皆さんに受け入れられているのかなというところがございます。

あとはQ4のところで、学校運営の基本的な方針の承認を通じて委員と学校の

ビジョンを共有することができたと思いますかということで、こちら、もう少しビジョンの共有というのはまだまだ難しいのかなと思っていたのですが、アンケート結果としましては、これも88%、約9割の学校が共有できたということを感じているということで、こちらの方は、一定、iCSが機能してくれているのかなというふうに思っております。

あと、次のページにいっていただきまして、Q5のところで、推進委員会を設置し、会を運営したことで委員と本音で話せるようになったと感じますかというところでは、67%ほどということで、これも過半数を超えているという意味では高いのですが、これがもう少し上がってくるとしっかりと根づいてくるのかなというふうに思っております。

その下、Q6の委員会の運営において課題になっていることがあるかというと ころで挙がったところでは、日程調整、これが困難と感じている学校が多く見ら れております。

まだまだ始まったばかりなのですが、そのあたり、地域の多くの方に委員に就任いただいて、年5回とはいえ、なかなか皆さんの都合、例えば、昼間、時間のある方、夜、時間のある方、そういうところもありますし、そういう中で、皆さんが集まれるところ、かつ、過剰な負担がかからないというのはなかなか現場は苦しんでいるのかなというところが垣間見えたなというところでございます。

その一番下、Q8、委員会で熟議した内容が実際の活動につながった事例がありますかということで、こちらもこれまでの1年間の声ではなかなか熟議が熟議で終わってしまって実践につながらないという声も聞いていた中においては、66%がつながったということで、思ったよりは高いのかなと思います。

まだまだ、逆に言うと34%が熟議でとどまっている部分がありますので、このあたり、会議体を回したいのではなくて、実際に地域とともにある学校をめざしたいわけですので、このようなことが、数字が上がってくるというのが大事なのかなというふうに思っております。

その次のページが学校支援地域本部ということで、こちらについても、今後、学校支援地域本部、さらなるてこ入れというのは必要なのかなと思っておりますが、現時点では、例えばQ2、校長・副校長と地域コーディネーターとの関係は良好かというところで、79%ということで、一定数、良好と感じているということで、より効果的な支援活動が期待できているという状況がございます。

また、その下、Q3、学校支援地域本部事業で課題と感じていることは何かということについては、8割の学校で人材面、後継者とか、現在の担い手ですね。

まず、今、新たになってもらう方というのはなかなか難しいですし、なっていただいている方もお忙しい中での活動というところで、これが1つ可能性の中で回っていくためには、後継者、人材がどんどんつながってこないと難しいという点で人材確保というのは非常に大きな課題なのかなというふうに捉えております。

また、一方、別紙2の方をご覧になってください。

こちらは推進委員会の委員の方のアンケートをまとめたもので、ほぼほぼ同じような質問を投げかけているのですが、例えばQ3、推進委員会に参加したこと

で児童・生徒の様子が以前より分かりましたかというところでは、49%の回答でほぼ全ての委員が、以前より児童・生徒の様子が分かったと回答しておりますが、中には児童・生徒の様子よりも学校の運営や先生の現状などが分かるようになったと回答されている委員もございます。

このあたり、新年度からの本格実施の中で、実際にコミュニティ・スクール委員会がしっかりと回っていくためには、両者の理解というのはまだまだ必要な部分がたくさんあると思いますので、そのあたりも課題なのかなというふうに思いました。

また、Q4のところでは、参加したことで以前より身近に感じたかというところにおいては、多くの方が身近に感じていただいたということで、学校でこのコミュニティ・スクール委員会に参加し、熟議をすることで、大分、学校というものが身近には感じているのかなというところを、第一歩としては1つの大きな成果なのかなというふうに感じております。

そのほか、質問は絞りつつ、重要な質問を投げかけて回答いただいております ので、こちらも後ほどご覧になって参考にしていただければと思います。

今回、得られましたこの結果というものは、新年度の様々な活動、また支援の中で取り上げて、皆さんにお伝えするとともに、そこから見える課題ですとか、新しい取組というものをしっかりと捉えて実践していきたいなというふうに考えております。

以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、お願いします。

松澤委員 今、色々、大変な状況の中で始まってしまうということが非常に残念ではあるのですが、これを逆に捉えていただいて、現場の声を各学校から上げていただく非常にいい機会ではないかなというふうに思いますので、新しく委員になられた皆様と、情報を共有したり、周知いただいて、学校単位で色々な状況を報告していただけるような環境づくりも必要じゃないかなというように思っております。私たちも委員として色々な学校に行かせていただくのですが、先生方と保護者や地域の皆さんというところに交流がないというのは前から気になっていたところですが、先ほどのアンケートの中にもあったのですが、今後は校長、副校長は地域の方に知られていらっしゃるのですが、先生方の生の声をなかなか聞く機会がないということがありますので、そのようなことも、今後、働き方の問題など話し合うときに、地域の皆様やそのような委員の皆様の色々なご意見とか、アイ

以上です。

教 育 長 今の松澤委員の点からも、2/10ページのところのQ1、教職員を交えた 熟議を何回行いましたかというのは、大変残念ながら、行わなかったというのが

ではあるのですが進めていただきたいなというふうに思っています。

デアが出てくるかと思いますので、その辺もあわせて、今後、本当に大変な時期

1/5の学校である。

これは私も去年色々行かせていただいている中で、実際にやってみると、非常にフレンドリーというか、いい雰囲気で、今、松澤委員がおっしゃったように、教員も本音を言って、地域の方もそれをフォローしていこうという、そういう関係性がすごくよく見えたのですね。

そういう意味では、私は、これは早い時期に、ぜひ、このような関係性を保てるような機会を積極的に持つような助言を学校現場には、特に管理職にはすべきではないかなということを感じました。ありがとうございます。

青木委員 よろしいですか。

教育長 どうぞ。

青木委員 今、お2人の話を聞いて、今日は最後の議題でお話ししようと思ったのですけど、今、こういう時期ですので、例えばこれアンケート調査もリモートワークでできるという話がありますので、具体的にこのアンケートはどのように行ったかという質問から入るつもりはないのですけど、例えば我々ですと、ネット上で「Googleフォーム」というのが非常に使いやすい。

例を挙げると、この土日で、学校に出るなと言っているので、学生たちのネット環境、要するにネットの授業をやるためのアンケート調査をGoogleフォームでやったところ、午前11時ぐらいから午後2時の間に1,000件以上集まりました、というような状況で、少なくとも若い人たちはスマホから簡単にアンケート調査できるような形になっているし、当然、普通の社会人の方であればこのようなことができると思っています。

学校の先生たちも、お忙しいのは承知ですが、ご自宅からとかでしたら、リモートワークは当然できると思うので、ネットの会議やそのようなネット上のアンケートというものをうまく活用していただくことで、こういう時期でも十分進めるやり方はあろうかと思うので、その辺、十分に活用していただければなと思っている次第です。よろしくお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか いいですか

(はい)

○報告事項

10. 板橋区立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の補足について

(地-3・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告10に移ります。「板橋区立学校における学校運営協議会の

設置等に関する規則の補足について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 「地 — 3

「地-3」をご覧ください。

令和2年3月10日開催の教育委員会において議決いただきました「板橋区立 学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」、こちらにつきまして、一 部、必要な補足がございましたので、それに関するお話でございます。

まず、1つ目が、別紙1をご覧になってください。

3月10日のときに、規則の第4条に規定しておりますコミュニティ・スクール委員会の趣旨について、こちら規則内の言葉の定義とこの4条の構成で、一定、関係する方が、参加できる方が限られるといいますか、限定されてしまうというような解釈にもなりかねないというところがございました。

そちらの懸念を解消するために、こちら別紙1にありますように、教育長決定で4条の趣旨に関する補足というものを出す中で、そのあたりの懸念を払拭したいというふうに考えております。

こちらの内容なのですが、規則の第4条に規定するコミュニティ・スクール委員会の趣旨を次のとおり補完するということで、本文の1のところ、規則第4条第1項「保護者及び地域住民の学校運営への参画」とありますのは、学校運営への参画や支援・協力をこれらの者に限定するものではなく、同一の学びのエリア内の学校の保護者や地域学校協働本部の関係者、元保護者、青少年健全育成地区委員会などの、学校を深く理解し学校と協働する意思のある者及び団体を含み、CS委員会が学校運営への参画や支援・協力の促進をすることを妨げるものではないということで、こちらの趣旨を限定的ではなく、これまでしっかりと協力いただいた方とも一緒になってやっていくという意味ですよというところで補足をしたいというふうに思います。

もう1つ。別紙2の部分をご覧になっていただいて、同じく規則内の12条で、委員が守秘義務に違反した場合や、以下の行為をした場合に、教育委員会は委員を解任することができるというところで、条文上では具体的な行為がいま一つ見えにくい、分かりにくいというところがありました。

こちらにつきましては、参考の資料で「別紙4」につけております「板橋区コミュニティ・スクールハンドブック2020」というものがございます。

こちらは、委員の方になっていただいたときに、あらゆることが分かりやすくなるようにハンドブックとしてつくってお配りするものがございます。

こちらのところに、ページを増やして「解任」という項目をつけまして、解任 することができるということと、その場合の具体的な例をこちらにつくり込んで 示すことで分かりにくさを解消したいというふうに考えております。

中身としましては、具体的な例を以下に示しますということで、例えばSNS上等で他社の人格を否定するような発言を行った場合ですとか、帰宅途中の電車内で他の客と口論になり傷害を負わせた場合、こちらは例えば人事院の義務違反ハンドブックなどに載っている例なのですが、そのようなところから、それぞれ該当するような例を拾い込みまして以下に示しました。こちらで分かりにくさを

払拭したいというふうに考えております。 以上、2点、規則に関する補足でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

- 高 野 委 員 前回、この定義に関して質問させていただいたのですが、今回、この補足を つけ加えていただいたことで心配していた部分も明確になりましたので、これで よろしいと思います。ありがとうございました。
- 松澤委員 私も、今のご意見と同じなのですが、委員になった方にとってハンドブックが非常にいいなというふうに思いました。このようなケースは他にもあるかと思いますので、何か新しいものが始まったときなどは、例えば、実際に聞いた話では、細かいことなのですが、新しい委員になった際に、式典に行くのにどのような格好をしてくれというのを教えてもらえなかったりした方の声なども聞いたことはあったので、何か、色々な細かいことが、質問等を受けられれば非常にいいのかなというふうに思っております。今回、すごくいいものをつくっていただいて、ありがたいなというふうに思いました。
- 教 育 長 それに関連して、区議会議員の皆様もこのコミュニティ・スクールに大変興味をお持ちになっていらっしゃるという点からは、このようなものもできれば配布していただいて、進捗状況も含めたご理解を深めていただくということも大事なのかなと思います。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

11. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための板橋区教育委員会の対応について

(資料・各所管課)

教 育 長 それでは、報告11「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための板橋区教育委員会の対応について」、聴取に当たり、本日の報告事項につきましては一部を非公開による報告とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように処理いたします。

それでは、改めて新型コロナウイルス感染症拡大防止のための板橋区教育委員会の対応につきまして、各所管課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、最初に区の全体の動きについてご説明したいと思っております。

資料は、先頭にあります「総-1」、第8回健康危機管理対策本部の資料をお 開きいただければと思います。

まず、最初に「資料1」をお開きください。

資料1が、都としての新たな対応方針をご覧いただきます。

令和2年3月23日月曜日に行われた東京都の第13回新型コロナウイルス感 染症対策本部会議の資料を抜粋したものでございます。

簡単に、方向性について説明いたします。

それでは、4/6ページの下段になりますが、イベントの取扱いについて記載されている21日土曜日の専門家の意見として、4月12日までの間、現在の方針を継続し、都主催のイベントを自粛しているとしています。

続いて、6/6ページですね、「次なる対応策について」に記載されておりますが、都として本格的な緊急対策第4弾を4月中に発表するとしております。

一旦、閉じていただきまして、次の「資料1-2」をお開きいただきます。

こちらは、東京都と国が今まで実施してきた新型コロナウイルス対策の概要が 示されております。

4月中に国が発表する緊急経済対策を受けて、東京都においても緊急経済対策 を示すという流れになってございます。

こちらも、一旦、閉めていただきまして、続きまして、「資料2」をお開きい ただきます。

こちらが3月27日現在の状況になります。

この一番上のリード文の中ほどにありますように、これは報道等でありますけれど、感染爆発の懸念が高まる重大な局面と言えるという認識を示してるところでございます。この後、次々とあまりよくないような情報が入ってきているというような状況になります。

続きまして資料3をお開きいただきます。

こちらが各議員にも周知しているものですが、今後の主な区施策等の運営方針 についてです。こちらのアンダーラインが引かれている場所が前回からの変更点 ということでございます。

まず、(1)の小・中学校あいキッズをご覧いただきますけれど、既に周知しておりますが、4月から学校が再開された場合には、平日は19時まで、土曜日は8時から19時までとなります。

※の1つ目についてですけれど、今までは1、2年生のみだった対象を、4月 1日水曜日からは3年生まで、1学年拡大するという形になっております。

続きまして、資料の裏面をご覧いただきますと、全て基本的に4月15日水曜 日まで延長という考え方になっております。

また、同じページの(15)です。貸館施設をご覧いただきますが、4月15日まで施設利用の自粛要請を行うが、自粛に応じた場合の還付については、4月末までの利用分を対象とすることとしたいというふうになっております。

続いて、一旦、閉じていただきまして、資料4でございます。

ここで、先ほども申しましたけれど、区主催の事業の判断基準です。

こちらでは、改めまして、2のところですね、4月15日水曜日まで取扱いを 延長する内容になっております。

また、3、その他のところです。4月16日以降の事業であっても、15日までに参加者募集、事前受け付け等の準備に着手しなければならないものについては中止または延期することとするものです。

また、こちらも閉じていただきまして、資料5が、これも既にご案内のとおりです。3月28日、29日の外出自粛の対応ということで示されました。

以上になります。

それぞれ、詳細についてご報告いたしますけれど、まず、指導室から、お願い します。

指 導 室 長 先ほど資料3の中にありました、春季休業中の取組についてです。

まず、小学校につきましては、31日までの校庭開放は9時から14時で延長 しております。

ただ、4月1日から3日までにつきましては、教員の異動があるということと 新年度の準備があるというので、9時から12時、正午までに若干短くなってい ます。

中学校ですが、校庭の開放につきましては、各学校で設定するという形に変えました。

と申しますのは、ここにはありませんが、中学校は部活動を一部再開可能にしています。この可能というところは制限をつけております。

1回1時間、10人程度以内での活動ができるような部活については実施してもよいですよというお示しの仕方をしています。

体育館等につきましても、扉を全開にして、窓を全開にしてできるような部活 であれば、どうぞという言い方をしています。

ですので、校庭や体育館がそちらの方で使用していく形になりますので、部活動に参加していない子どもたちのために、健康の保持、増進、運動する機会を確保という観点で校庭の開放をする場合は、部活動の時間帯に合わせて各校で設置してくださいという、そういうような形で春季休業中の校庭の開放についてお話をさせていただいているところでございます。

説明は以上です。

教 育 長 よろしいですか。

質疑、意見等、どうぞ、高野委員。

高野委員 これは、春休み中は、子どもの遊び場事業とはまた別に、この校庭開放を、 学校が行うという認識なのでしょうか。

- 指 導 室 長 遊び場開放の方は土日、20日から再開しておりますが、こちらの方は平日、 教員の方が管理するという形での校庭の開放をさせていただいております。
- 高野委員 時間的には、春休みの子どもの遊び場というのは午後からだけですか、午前中は。
- 指 導 室 長 子どもの遊び場事業は、全部、土日・祝日のみの話になっているので、春休 み期間とはいえ、平日は学校側がやるもの以外は遊び場事業としてはやっていな いです。
- 高野委員 長期休暇中もあったかなと思ったのですけど、それは。
- 地域教育力推進課長 やってないです。あいキッズもありますので、校庭はあいキッズが利用させ てもらっているというところにおいては、土日・祝日のみでした。

高野委員 分かりました。

教育長 よろしいでしょうか。

高野委員 はい。

教 育 長 それでは、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありま せんでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、報告5及び報告6、報告11の一 部につきましては、非公開として聴取いたします。

> なお、この報告をもって本日の教育委員会は閉会いたします。 傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○報告事項

5. 令和2年度 教育委員会事務局職員異動(係長級以上)について

(総-1·教育総務課)

(非公開)

○報告事項

6. 令和2年度 区立学校管理職等異動について

(指-1・指導室)

(非公開)

○報告事項

11. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための板橋区教育委員会の対応について

(資料・各所管課)

(非公開)

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

先ほど、学務課長が話したように、日々変わっておりますので、今後もそのようなことがあった場合には、皆さん方にお知らせして、必要とあれば、また臨時の教育委員会をという形になると思いますので、ご協力いただければと思います。 それでは、以上をもちまして本日の教育委員会を終了いたします。 ありがとうございました。

午前 11時 49分 閉会